

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第66回）議事録

1 日時 令和5年7月7日（金）14：01～14：18

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、  
荒牧 知子、江崎 浩、大橋 弘  
（以上6名）

(2) 総務省

<総合通信基盤局>

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、  
柳迫 泰宏（事業政策課調査官）、堀内 隆広（基盤整備促進課長）  
大堀 芳文（基盤整備促進課企画官）、  
五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

(3) 事務局

久保田 昌利（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

・諮問案件

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について

【令和5年7月7日付け諮問第1236号】

## 開 会

○森川部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会第66回電気通信事業政策部会を開催いたします。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日もウェブ会議にて会議を開催しております。現時点で委員8名中6名の皆様方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

オンラインでのウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

初めに、総務省幹部の皆様方に人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるとのことですので、御紹介よろしくをお願いいたします。

○久保田総合通信管理室長　それでは、異動があった総合通信基盤局幹部職員を御紹介いたします。

本日は審議時間が非常に限られているということですので、申し訳ございませんが私のほうからまとめて名前、役職を読み上げさせていただきます。

今川総合通信基盤局長。

渋谷総務課長。

それから、電気通信事業部の幹部ですが堀内基盤整備促進課長。

大堀基盤整備促進課企画官。

五十嵐電気通信技術システム課長。

以上5名が、着任をしております。

○森川部会長　ありがとうございます。

## 諮問案件

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について

【令和5年7月7日付け諮問第1236号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の議題は諮問案件1件となります。

諮問第1236号「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」についての審議となります。

本件は、本日、総務大臣から情報通信審議会に諮問され、本日付で議事規則第11条第8項の規定により当部会に付託されたものとなります。

それでは、総務省から御説明を、お願いできますか。

○柳迫事業政策課調査官　総務省事業政策課の柳迫でございます。

それでは、まず資料66-1-1を御覧ください。諮問書でございます。

諮問内容を次の別紙に記載してございまして、2のところ、答申を希望する事項として3件掲げてございます。1つ目が交付金・負担金の詳細な算定方法。2つ目が特別支援区域の指定の基準。3つ目がその他必要と考えられる事項。

次のページをお開きいただきまして、答申を希望する時期としましては、令和6年3月目途に答申を希望と書いてございます。

それでは、資料の66-1-2を御覧ください。今回の諮問内容の背景・検討事項について、簡単に御紹介したいと思います。

1ページをお開きいただきまして、まず背景としまして、光ファイバの整備状況でございます。2022年3月末現在で、世帯カバー率が99.72%となって、未整備世帯が16万となっております。デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、2027年度末までに99.9%を目指すこととしております。

次の2ページを御覧ください。固定系超高速ブロードバンドの維持・整備における課題としまして、日本の人口減少が進んでいるというところが、やはり課題としてございます。今後人口減少が一層進展した場合に、地方における固定系超高速ブロードバンドの維持というのが困難になる可能性がございます。総務省では、光ファイバ等の未整備地域の解消を目指しておりますけど、未整備の主な理由の一つとして、整備後の維持の可能性の懸念というのがございます。また、人口減少が進む中で、地方における公設設備によるサービスの提供の維持というのも難しくなっておりまして、自治体によってはこれを民間に譲渡したいという自治体も出てきているところ、右下のグラフにございますように、民設移行予定の自治体、民間事業者との民設移行を協議中の自治体、検討中等の自治体など、それぞれございます。

こうした未整備地域の解消や、公設設備の民設移行を促進するためにも、整備後の維持費用の懸念を払拭する必要がございます。次のページですが、令和4年の改正電気通信事業法において、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が創設されました。法律のポイントとしては2つございます。1つ目が、ブロードバンドのユニバーサルサービスである第2号基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して一定の規律を課すということ。2つ目が、今回の諮問内容と関係しますが、総務大臣の指定を受けた第2種適格電気通信事業者に対して、全国のブロードバンド事業者から負担金を徴収して、不採算地域のサービスの維持費用の一部として、交付金による支援を行うというものでございます。

次の4ページから5ページまでが、2月7日の情報通信審議会で答申をいただいた「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」の概要でございます。ここでは、ブロードバンドのユニバーサルサービスである第2号基礎的電気通信役務として、FTTH、ケーブルテレビのHFC方式、ワイヤレス固定ブロードバンドの専用型の3つが位置づけられております。支援区域としましては一般支援区域と特別支援区域がございますが、特にこの特別支援区域におきましては、この制度の副次的な目的である未整備地域の解消や、民設民営への移行の促進が期待されているところでございまして、支援対象としましても、赤字事業者だけでなく黒字事業者も支援対象としているところでございます。

次の5ページを御覧ください。交付金の支援対象としまして、アクセス回線設備と離島の海底ケーブルの維持費用が基本であるということが示されております。また、コスト算定におきましても、ブロードバンド整備に係る補助金や接続料、卸料金といったものと二重の支援にならないように留意すること、そして、光ファイバなどにつきましては、通信事業と放送事業で共用したりもしておりますので、原価算定におきましては、適切なコストドライバに基づいて費用配賦することが答申で示されているところでございます。補填額の算定方法としても、ベンチマーク方式と収入費用方式が示されてございまして、特に特別支援区域の新規整備、民設移行された回線設備の補填額の算定におきましては、収入費用方式を念頭に具体的な算定方法を検討することが適当と示されたところでございます。

6ページが、先ほど御紹介した本日の諮問内容でございます。

7ページからが、今回の諮問内容の主な検討事項でございます。まず(1)として、

交付金・負担金の詳細な算定方法がございます。その中で、まず、①の原価・収益の算定の在り方がポイントでございます。その中の1つ目として、減価償却費の扱いがございます。ここでは、補助金等との二重支援を防止する観点、また、未整備地域の解消や民設移行を促進する観点から、減価償却費の計上について考え方を整理する必要があるとしてございます。

2つ目としまして、特別支援区域において、新規整備または民設移行をした回線設備というのは、全て利用者がつくわけではございません。やはり一定程度の未利用芯線がございます。こうした未利用芯線等の維持費用についてどう考えるかというものでございます。現行の接続ルールに基づきますと、こうしたコストというのは全国均一接続料の接続料原価の中に算入することになりますので、この場合、新規整備とか民設移行が進めば進むほど全国均一接続料の高騰につながるという課題がございますので、全国均一接続料の高騰抑止の観点ですとか、未整備地域の解消や民設移行を促進する観点から、こうした未利用芯線等の維持費用について、ユニバーサルサービス制度による支援や、接続料原価の範囲の考え方を整理する必要があるというものでございます。

次が利用部門コストですが、2月の答申で、販売促進費等の競争対応費用は除くことが適当としております。一方で、電話のユニバーサルサービス制度につきましては効率化係数を掛けて算定しているところがございますけど、ブロードバンドについてこれをどのように考えていくかというところがポイントになります。

8ページを御覧ください。②は、共通費の配賦基準でございます。通信と放送で共用している回線設備もございますけど、こうした場合の費用配賦の基準を今回整理していく必要があると考えてございます。③は、ベンチマーク方式と収入費用方式の在り方と書いてございます。ベンチマーク方式を採用する場合にベンチマークの基準をどう設定していくか、収入費用方式における費用と収益の範囲の設定をどう考えていくか、こうしたところがポイントになると思っております。

最後が、下の(2)を御覧いただければと思います。特別支援区域の指定の基準でございます。支援区域につきましては、一般支援区域と特別支援区域がございますけど、こちらにつきましては、右下のグラフを御覧いただければと思います。このグラフの縦軸が、町字単位の1回線当たりの平均コストを示しております。横軸が全国の町字で、1回線当たりの平均コストが高い順に、右から順番に並べているところでございます。その中で、一般支援区域というのは、青い点線部分の月額3,869円と書いています

けど、ここを上回る、Aと書いている部分がモデル上の赤字地域といいまして、このうち1者以下の提供地域が一般支援区域でございます。

他方で、特別支援区域というのは、茶色の点線を上回る、Bと書いている部分がモデル上の大幅な赤字地域といいまして、このうち1者以下の提供地域が特別支援区域でございます。特別支援区域の基準につきましては、2月の情報通信審議会の答申では、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当となっておりますので、今回、この部分についても御議論いただきたいと考えています。

駆け足で説明しましたが、以上が今回の諮問内容の概要でございます。よろしくお願ひします。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたらお知らせいただけますか。チャットでお知らせいただけますでしょうか。

本件、ただいま柳迫さんから御説明いただきましたように、今年2月に御審議いただいたものを、詳細を詰めていくというものになります。非常に地道な検討が必要かもしれませんが、皆様方から何か御質問、御意見ございますか。いかがですか。

よろしいですか。特に御意見等ございませんでしょうか。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員　御説明ありがとうございます。まさに事務局から御説明いただいたとおり、今回、このお話というのは、技術的でもありますが大変重要な事項でありますし、また、若干政治的なバランスとかも考えながら進めていくものなのかなと思っています。

他方で、今後ユニバーサルサービスを考えてみたときに、こうした考え方をより広く取り入れていくようなことも今後あり得べしかなということを考えてみると、基礎的電気通信役務に対して、一定の考え方の整理みたいなものも、引き続きしっかりやっただけということも併せて重要なのかなというふうには思っています。

ぜひ進めていただければということでの発言でした。

○森川部会長　大橋委員、ありがとうございます。

ほかの皆様方から、いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、本件諮問の審議に当たりましては、ユニバーサルサービス政策委員会にお

いて調査・検討を進めていただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。御異議等ございます場合には、チャット機能でお知らせいただけますか。

(異議の申出なし)

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、本件諮問につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会において調査・検討のほうを進めていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

## 閉　　会

○森川部会長　以上で本日の議題は終了となりますが、委員の皆様方から何か全体を通してでもございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○久保田総合通信管理室長　特にございません。

○森川部会長　それでは、以上をもちまして本日の会議は終了といたします。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第事務局から御連絡いただけるというふうになっております。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。